

特殊車両通行許可申請にあたっての留意事項（愛知県尾張建設事務所）

近年1申請あたりの経路数や車種が多くなる傾向にあり、関係道路管理者への協議事務が多大となる申請が増加しています。このため、関係道路管理者への協議等に相当な期間を要する場合がありますので、申請の際には「許可までに要する期間の見込み」についてお問い合わせ下さい。

申請時には担当職員に事前にご予約いただき、ご来庁いただいた上で提出書類の内容確認をさせていただいております。**事前のご予約をお願いします。**

また、郵送による書類提出につきましては、書類に不備がある場合には受付ができない場合があること、電話等による提出書類の内容確認に時間要すること、そして場合によっては、改めて来庁いただいて説明をいただく必要が生じことがあります。

お手数をおかけしますが、**書類提出に際してはご来庁いただきますようお願いします。**

申請に必要な書類等においては、別紙1～3を参考にしてくださいて作成をお願いします。

なお、当事務所管理道路における特定の経路において橋梁の耐荷力が不足する箇所等があり、通行不可となる場合が多いため、**別紙4の通り推奨経路を設定しています。申請の際には参考にしてください。**

維持管理課管理第一グループ

電話番号 052-961-4419(直通)